

「第26回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成30年10月22日(月曜日) 19:00～21:30

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 廣脇琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別
対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副
主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル6名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 柳環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、矢
間主幹

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツ、北尾
の各自治会から計14名

(県議会議員) 2名

(市議会議員) 2名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 42名)

司会： 皆さん、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから
第26回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開催させていただきます。

話し合いを始めるに当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の廣脇から
御挨拶を申し上げます。

部長： 皆さん、こんばんは。急遽時間を設定していただきまして、夜分お集
まりいただきまして大変ありがとうございます。

今日、前の協議会と間もなく開催させていただきましたのは、前回こ
こでお話がありました、もともと栗東町の処分場があったことに伴う
ごみの扱いについて、早いうちにお話をさせていただいたほうがよいと
いうことでお願いしたものでございます。

今日の次第をご覧くださいますと、議題が2つございまして、今申し
上げました議題は3番の「二次対策工事等の進捗状況について」の中で
御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番は、前回の協議会の際に、D工区の東側のところで下の粘性土層が
確認できなかった問題につきまして、ボーリング調査を実施するという
ことを説明しておりましたので、そのことについて状況を御報告させて
いただいた上で、今日お集まりいただいた本来の議題を3番でさせてい
ただきたいと思ひます。

議題3について、汚染水、汚染物を閉じ込めて、外に出ないようにするための方法として、遮水壁をつくるということを申し上げているわけですが、その位置について、なぜ敷地境界でないのかという話も出ておりましたが、それについては前にも一度御説明をしていると承知しておりますけれども、技術的な理由からであるわけですが、そのあたりをもう一回御確認をいただいた上で、その工程を説明させていただきたいと思えます。

それからその外に残置するごみについてですけれども、前もこの場で申し上げましたが、この最終処分場の対策工事そのものにつきましては、御承知のとおり、RDエンジニアリングという会社が本来行くべきところを県が国の補助を受けて代行するというところで進めてきているわけです。その問題とは別の問題として、市のごみが出てきたという問題をどうするかという話ですけれども、前も申し上げたように、この工事そのものですることが非常に難しいと思っています。いずれにしても滋賀県の所有している土地の問題でありますので、そのことについては所有者としてどういう責任を果たさなければならないのかということが別の問題としてあると思っています。このことについてはまだ法的整理も、相談も十分にできていないんですけれども、基本的にはRDの工事をするということとは別に、県の所有者としての正しい責任を私どもも説明していかないといけません。土地の所有者としての責任として、それはきっちりと整理をさせていただいて対応したいと思っているということでございます。

詳しいことは後で御説明をさせていただきたいんですけれども、鉛直遮水工の工事については、それはそれとして進めさせていただいて、一方でそのごみの話については、今申し上げましたような、所有者の責任として、どの程度のことをしないといけないのか、きっちりと整理させていただいた上でちゃんと対応させていただければなと思っているということでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会： 本日、司会をさせていただきます最終処分場特別対策室の伊香と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、あらかじめお断りをさせていただきます。

この会議は、旧RD最終処分場問題にかかわる周辺6自治会の皆様と市の意見交換の場ですので、会議中につきましては傍聴の方からの御発言はお受けしないこととしております。会場の使用時間の関係がございまして、会議は最長21時30分、9時半までとさせていただきますので、以上よろしくお願いいたします。

本日、お配りをしております資料の確認をさせていただきますが、次

第一枚のものに続きまして、資料1としまして前回、第25回連絡協議会の開催結果が4ページまでございます。それから資料2としまして、「工事の施工方法について」です。これが3ページあります。それから資料3としまして「工事等の進捗状況について」です。これは6ページのもので、それから参考資料として、「二次対策工事後の浸透水および地下水のモニタリング調査計画案について」という7ページの資料を御用意しております。以上になりますが、資料の足りない方がいらっしゃいましたら、会議の途中でも結構ですので、お知らせください。

また、前方のスクリーンでも資料を提示しながら説明をさせていただきますので、適宜お手元と、それからスクリーンのほうもご覧いただくようお願いいたします。

そうしましたら、議事に入らせていただきます。

まず、議事1「前回の開催結果について」の説明をいたします。

室長補佐：最終処分特別対策室の小野と申します。どうぞよろしく申し上げます。お手元の資料1をご覧いただきたいと思っております。前回の開催結果の主な質疑と御意見について記載しているものでございます。

まず「1.前回の開催結果の確認について」ですが、これにつきまして質疑はございませんでした。

次に、「2.平成30年度第1回モニタリング調査結果」です。「小野自治会に対し、経堂池の水質をこれで5年間年4回調べたが、今後も年4回必要か。来年度は年2回程度にならないか。次回の協議会で返答をお願いしたい。」という発言がございました。県から、「年4回の調査は、季節ごとの変動を確認するためである。」という回答をしておりまして、小野自治会からは次回の協議会で調査内容について返答をいただくことになったということでございます。

続きまして、「3.工事等の進捗状況について」でございます。

「ドラム缶が多数発見され、ドラム缶の中には低濃度PCBも検出されているが、原因は何か。」という問いに対しまして、「中身は、廃油、タール状のもの、樹脂状のもの、パテ状のものや油等を拭いたウェス等で、使用禁止となった絶縁等に使用していた油等が非意図的に若干混入したものである。」と回答しております。

二つ目です。「証言では、ドラム缶が潰れ、周囲に飛び散って周囲の土壌が汚染されていると思うがどうか。」という質問に対しまして、「周囲の浸潤した土を溶出試験しましたが、PCBは検出されなかった。」と回答いたしております。

続きまして、「そのときの分析はPCBだけか。」という質問に対しまして、「重金属類とVOC類を行っている。PCBが検出されたドラム缶の中には鉛、ジクロロメタン、ベンゼンが検出されたものがあつたが周辺土壌については検出されなかった。」と回答させていただいております。

「4.工事の施工方法について」でございます。

「2001年に県は、地下水の汚染の原因が、不透水層の破壊と所定の深さ以上の廃棄物の投棄であるとしてRD社に改善命令として深堀穴の再工事を命じた。その時は廃棄物にセメントを流し込む工法で、県はこの工法しかないとの説明であった。なぜ、県はその時に今回の工法を採用しなかったのか。」という問いに対しまして、「当時、県は全旋回オールケーシング工法によるコンクリートを流し込む工法に考えが及ばなかったと推測される。」と回答いたしております。

次のページになります。「当時、廃棄物を全部取らずに、廃棄物の中にセメントを注入する工法を採用した。住民は廃棄物にセメントが密着し遮水ができるのかと言ったが県は大丈夫と言っていたが判断は正しかったと思うか。」という問いに対しまして、「下流の水質に異常はなく結果的に問題はないが、少なくとも方法としては、底面を出してやるべきと思う。」と回答いたしております。

「コンクリートが固まってからオールケーシングで掘ることになるが、コンクリートを掘ることは可能か。」という問いに対しまして、「オールケーシング工法は、大型鋼材も切断できるので可能である。」と回答しております。

「オールケーシング工法は、ケーシングを引き上げて土質を確認できるのか。」という問いに対しまして、「土質の確認も穴の中を確認することもできません。」と回答いたしております。

「オールケーシングの側面の土質はどのように確認するのか。土が混ざって確認できないのではないか。」という問いに対しまして、「掘削した土を外に上げた時に確認します。ケーシングの先端に刃がついており回転しながら掘削するため土は混ざりません。」と回答いたしております。

「今まで、地山まで掘削し不透水層の欠損箇所を確認してきたが、今回、ケーシング工法で全て欠損箇所がカバーできるのか不安が残るが、その辺はどうか。」という問いに対しまして、「ボーリング調査で欠損範囲を確認しており、掘削時に土を確認しながら施工します。」と回答いたしております。

次に、「5.二次対策工事後のモニタリング調査について」です。

「計画案は遮水壁の外にある一般廃棄物が残置されている前提で作成されているが、以前からこの一般廃棄物を撤去するように栗東市に検討をお願いしているが、その検討状況について説明を願いたい。」という問いに対しまして、「栗東市から一般廃棄物の対応については、今回は確認や認識不足から回答を用意できておらず、今後は内容を精査して整理できましたら報告・説明したい。」と回答がありました。

また、「廃棄物の量は旧RD処分場跡地については滋賀県からの情報提供では約800m³で、市道下には112 m³で合計で912 m³です。また、処分費

用は環境センターの焼却灰を参考にすると1t当たりの処分費が27,000円、運搬費が3,500円で処分費の総額は2,780万円となります。また工事費については600万円から700万円です。正確な費用については担当課に積算をお願いする必要があります。概算となります。合わせて約3,400万円で、さらに増える可能性もあります。」と回答がございました。

「当初、遮水壁の外側は栗東市の里道と説明を受けていたので、栗東市が撤去するのが筋と思っていたが、市の土地と遮水壁の間には、県有地があり栗東市の8倍の廃棄物があるため市と相談して撤去することはできないか。」という問いに対し、「二次対策工事は、本来、RD社が対応すべき工事であるが、倒産により県が代執行している。このことから栗東市の家庭系ごみについてはRD社が埋めたものではないため二次対策工事では撤去できないと県は考えている。」と回答しています。

「栗東市は、県有地のごみを法的に撤去することは可能か。」という問いに対して、「栗東市が県有地のごみを撤去することは法的には可能ですが、費用を支出するには説明責任に課題があります。」と回答がございました。

続きまして、「県の計画では、家庭系ごみを残すことを前提で遮水壁の外に井戸を設置することになるが、ごみを撤去してモニタリングの精度を上げてもらいたい。このことについて県と市はどう思うか。」という問いに対して、県からは「遮水壁の効果は外側と内側の水位差とその傾向を見て判断するため、家庭系ごみを撤去しないと効果の確認ができないとは考えていない。」と回答をさせていただきます。市のほうからは、「水位の差を観測することで、場所的にだめとは考えていない。」と回答をいただいたところです。

「C工区の遮水壁が仮に破損した場合、計画の井戸の位置で確認できるか。」という問いに対し、「地下水は図の右から左へ流れているので、鉛直遮水工のどこかで漏れが発生した場合、時間的な差はあるが、上流にあるより下流の井戸の方が観測できると思われる。」と回答としております。

続きまして、「計画の井戸は、市No.2の井戸と近すぎると思われるが、そもそもその位置につくる必要はあるのか。」という問いに対し、「市No.2の井戸は処分場の東から西へ流れる地下水を観測し、新設井戸は南北方向の地下水を観測します。」と回答しております。

「なぜ、家庭系ごみのある近くに井戸を作らないのか。そこを避ける理由は何か。」という問いに対し、「家庭系ごみの下に測るべきKs3層の地下水層があり、ごみの中に井戸を設置すると井戸に沿って浸透水が流れるため、ごみの中に井戸を設置することは避けたいと考えている。」と回答しております。

続きまして、「家庭系ごみがもしなかったら、どこに井戸をつくるのがベストと考えるか。」という問いに対し、「鉛直遮水のどこかが

うまく施工できなかつたことを想定すると、下流で観測した方が影響を捉えやすいと考えている。」と回答させていただいております。

「井戸の設置位置については、専門委員の先生方の意見を聞いているのか。」という問いに対しまして、「アドバイザーの先生にはこれから聞くこととなります。」と回答いたしております。

「井戸を作ってしまうとモニタリングで5年間を目途に使い続けることになるので11月に井戸を設置することは待っていただきたい。専門家の意見や栗東市のごみ撤去の検討結果から住民側が納得する位置に井戸を設置していただきたい。井戸の設置時期の見直しは可能か。」という問いに対しまして、「アドバイザーの先生方との協議は11月に予定していますので、今の予定にかかわらずしっかり協議した上で位置を決めて設置させていただきたい。」と回答させていただきました。

続きまして、「経堂池の調査を実施しないとなっているが、今でも基準を超えている状態なのになぜ実施しないのか。」という問いに対しまして、「底面と側面の遮水工を施工後は、漏水は直近の井戸で観測し、表流水については洪水調整池で観測する考えを示したもので、アドバイザーの先生に御意見を伺いたい。」と回答させていただきました。

続きまして、「No.1-1の井戸の電気伝導度が高い原因がわかっていないのに、なぜ評価対象外なのか。」という問いに対しまして、「No.1-1の井戸は、処分場からの影響ではなく、井戸周辺に汚染物があることが原因であると考えている。このこともアドバイザーの先生に御意見を伺いたい。」と回答しました。

続きまして、「評価方法は、年4回の項目の平均値で評価することになっているが、そもそも一つでも基準値を超えていればおかしいのではないか。」という問いに対しまして、「国の環境基準での評価方法は、1年間の平均値となっているので、提案させていただいた。これもアドバイザーの意見を聞き、協議相談させていただきたい。」と回答させていただいております。

最後になります。「モニタリングの方法については環境省の縛りはあるのか。また、特措法が終了した後は県の裁量でできるのか。」という問いに対しまして、「環境省は国の標準的なものを示しており、住民の皆様やアドバイザーの先生の意見を聞きモニタリング計画を決めたい。特措法終了前の計画は環境省と協議が必要だが、終了後はある程度は県の裁量も可能と思います。」と回答させていただいております。

「6.その他」には質疑はございませんでした。

以上でございます。

司会： 資料1の二つ目のところで、小野自治会さんに対しまして、経堂池の水質調査の回数のごことで御検討いただくようお願いがありましたけれども、今回、開催が早まっていますが、御解答の準備があるようでした

らお願いできますか。

住民： 小野自治会長の〇〇です。今の件ですが、2回役員会がございまして、1回目はやはり年4回そのままやってほしいという意見が多かったのですが、1か月ごとの役員会ですので、ついこの間、先週の土曜日に役員会がございまして、その結果ですね、私がもらっている資料なんかも読んでりしながら、熱心な方は勉強してくれました。その中で、この協議会の中でそういうような話が出ているならば、今回は無理に4回という必要はないなど。それで、役員会の結論としましては、もう年2回でいいですよ。それで、いつするかはまた皆さん方と協議していただいて、例えば、真夏と真冬とか、温度変化、特に水温が関係するかもわからんし、みんな素人ですので単純に思うと、やっぱり水温との関係もあるなという気もしておりますので、一応それは皆さん方で検討していただきたいというのと、小野自治会は来年の2月に総会があります。そこで皆さん方に役員会の内容、議論した結果を報告して、また一般の方、区民の方々から御意見をいただいて、それを最終の答えにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

司会： ありがとうございます。役員会の御検討の結果を述べていただきました。最終決定は2月の総会を待ってということになります。そういった御意見を踏まえまして、内容を検討してまた正式に今後のやり方を決めていきたいと、そういうことでよろしいですか。

また、ほかに議事1の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

住民： 先生が何か言わはって、栗東市に何か回答を紙で持ってこいとか、早いこと出せとか、前回言わはったように思うんですけど、それについては聞かれないんですか。

司会： 前回、栗東市さんから御回答いただいていることですが、議事3のところでのこの話題をさせていただくことになると思うんですが。

住民： ほな、後で結構です。

司会： ほかにございますか。

ないようでしたら、議事を進めさせていただきますして、次の議事2「工事の施工方法について」を説明いたします。

副主幹： 最終処分場特別対策室で工事を担当しています石田です。よろしくお

願います。

「工事の施工方法について」説明をさせていただきます。スライドを使って説明をさせていただきますけれども、お手元のほうにお配りしております資料2を、白黒になりますけれどもスライドと同じものになりますので、合わせてご覧いただきたいと思ひます。

底面遮水工を粘性土層(Kc3層)と接続させて設置するために、D工区東側の部分で計画掘削ラインでの廃棄物の掘削が完了いたしました。

ただ、掘削をしたところ、写真のように計画掘削ラインの法面のところに沖積層が出てきておひまして、この部分について粘性土層(kc3層)が確認できなかつたという状況になっておひます。ただ、この上下流につきましては、約2mから3mの厚さでKc3層が確認できておひますので、その奥に連続してKc3層があるだろうと想定いたしました。

そこで粘性土層が確認できなかつた範囲の奥にあるKc3層につきまして、分布状況を確認するために、平面図に矢印が複数ありますけれども、この方向に複数の調査ボーリングを実施いたしました。

この調査ボーリングにつきましては、立体的にKc3層の分布を確認するために、約129.5mから約131mの地盤の高さで、角度20度から45度の斜め下方向のボーリングを実施いたしました。ボーリングの本数は13本です。

この調査の結果、掘削法面の約5m程度奥に粘性土層(Kc3層)が確認できました。粘性土層が見当たらない範囲は谷筋と言われている部分にあるということが判明しておひます。

このため、今回粘性土層(Kc3層)が確認できなかつた範囲につきまして、底面遮水工を設置するというこゝで、廃棄物土の斜面の奥にある粘性土層(Kc3層)とオープン掘削によって底面遮水工を施工いたしました部分を連続的に接続させて遮水するというこゝを実施するために、前回の連絡協議会の資料4で御説明をさせていただきましたD・E工区の東側と同じように、今回につきましても掘削面の上部からケーシングで廃棄物土を全て撤去した上で底面遮水工を流動性の高いコンクリートで施工する方法でさせていただこうと考えておひます。平面図につきましては、このような形になっておひます。

以上で、資料2の説明を終わらせていただきます。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたら願ひします。よろしいですか。

そしたら、議事を進めさせていただきますして、議事3「二次対策工事等の進捗状況について」説明をいたします。

主任技師：「工事等の進捗状況について」というこゝで、工事を担当しておひます金崎です。それでは説明に入らせていただきたいと思ひます。

資料3につきましては、C工区の内容を中心に説明させていただきます。

これが平成30年10月2日に撮影しました航空写真です。大まかな工事の施工箇所につきまして、簡単に御説明させていただきます。

工事はAからEの五つの工区に分かれております。そのほか、紫色で着色した有害物区画や、中央には選別土の仮置き、白い建物は場内で掘削した廃棄物土を選別する選別処理施設、あと場内でくみ上げた水を処理する水処理施設がございます。今回、説明する内容は、こちらの水色のC工区の鉛直遮水工についてです。

こちらは今年度の工程表になりまして、10月中旬までは実績で書いております。10月中旬以降につきましては計画を書いております。DE工区では現在底面遮水工を実施しております。あと有害物掘削につきましては、CD区画の矢板打設が終わりましたので、中の廃棄物土、有害物掘削を進めております。

C工区の鉛直遮水工につきましては、11月から着手し、12月ごろからB工区の鉛直遮水工を施工する計画で進めております。

ここからは、今までどのような資料でC工区の鉛直遮水工について説明していたかということを紹介させていただきたいと思っております。

こちらのスライドにつきましては、昨年度末、2月の連絡協議会で使わせていただいた資料になります。「鉛直遮水工と側面遮水工の範囲」ということで、今回お話をさせていただくC工区の鉛直遮水工というのは、スライドの左側の国道側にありまして、里道側になります。鉛直遮水工はこの赤色で着色した範囲になります。こちらの側面遮水工を鉛直遮水工に変えたという内容を説明させていただきました。

側面遮水工から鉛直遮水工へ変更させていただいた経緯としまして、掘削を行ったところ、軟弱な掘削法面の崩落が発生しました。そのために掘削を一時的に中断しました。今後、同様に掘削法面の崩落が発生し、対応に苦慮することが想定されました。また、No.2からNo.3付近では粘性土層が50cmから1m程度で掘削面に盤膨れの発生が懸念されるということもありましたので、側面遮水工から鉛直遮水工に変えたという状況でございます。

この範囲では、側面遮水工から掘削を必要としない鉛直遮水工に変更して施工を行うということですが、旧RD社が処分した廃棄物は全て掘削除去を行った後に、鉛直遮水工を施工するというものです。

こちらの「土質調査の結果」といいますのが、3月に開催した掘削後の状況確認に関する現場見学会の時の資料です。

事前のボーリング調査の結果から、①調査孔C-5、No.3側線付近になるんですが、こちらで地盤高から約6m付近まで、いわゆる家庭系ごみが埋められているということがわかりました。また、②遮水工の外側に家庭系ごみが帯水層と接しているということがわかったと御説明させていただきました。

続きまして、「C工区 西側掘削状況①」ということで、こちらは事前

のボーリング調査や既存の調査結果から鉛直遮水工の位置を決めまして、敷地境界から掘削を行ったという状況でございます。ピンク色で示しているのが、敷地境界でございます、そこから掘削を進めているという状況になります。家庭系ごみの層の上には覆土がされておまして、旧RD社が掘り返したり、埋め立てているような状況ではございませんでした。

次に、「C工区 西側掘削状況②」ということで、側線で言いますとNo.2付近でございます。国道側を向きまして、写真の左側が西側の家庭系ごみの状況です。こちらが遮水工の内側の状況でございます。こちらの家庭系ごみにつきましては残置するという状況でございます。家庭系ごみの内容といたしましては、ビニール袋やびん、プラスチック類等が確認できました。

こちら（「C工区 西側掘削状況③」を示して）は全景の写真になります。No.1からNo.3、4付近までの状況になりまして、青く見えているのが家庭系ごみの層です。写真は上の図面の赤色の範囲です。県は、前回の協議を踏まえ、調査分析をするため、今後モニタリングを実施いたします。まずは調査の仕方につきまして、住民の皆様と協議を進めていきたいと思っております。

次に「鉛直遮水工の施工」につきまして、調査結果により平面図で示すと施工位置はこちらになります。掘削状況の写真を見ていただきましたが、こちらを断面図で表しますとこのような形になりまして、敷地境界から安定勾配で掘削した位置に鉛直遮水工を設置するという計画でございます。また、鉛直遮水工を施工する箇所につきましては、一度掘削を行いまして、いわゆる良質土で置きかえて、そこにTRDを施工するという計画を立てております。

「C工区の状況」ということで、底面遮水工が終わったところにつきましては、一部選別土の埋め戻しを行っております。また、11月から予定をしている鉛直遮水工施工箇所につきましては、現場の基盤面の整地をしているという状況になります。

鉛直遮水工の完成後は、大雨のときに旧処分場からあふれ出る水を調整する洪水調整池、いわゆる防災的な役目を持つものなのですが、そちらの工事等が残っております。

以上がC工区の状況と今後の計画になります。

司会： 西側の境界部分の遮水工について、これまで説明させていただいた内容の振り返りと、家庭系ごみが分布している部分につきまして、前回からの御議論を踏まえまして、県としては調査・分析のモニタリングを実施すると。そのやり方については、皆さんと協議をさせていただいた上で進めていきたいと、こういった説明をさせていただきました。

今の説明につきまして、何か御意見や質問等ございましたら、お願い

いたします。

住民： すみません、3ページの下のほうに②で「家庭系ごみが帯水層と接している。」と。接しているというよりは、図面のほうから言うと完全にどっぷり浸かっていたという状態でしたよね、実際は。今は、下で掘っているから帯水層はないけど、以前はずっと家庭系ごみは帯水層の中に沈んでいたわけやね。

主任技師： こちらの縦断図のとおり、上の緑色になっているのが、いわゆる家庭系ごみの層でございまして、その下のちょっと青みがかっているのが沖積層で、その下がKs2層ということで、この間にKc3層があれば接していなかったんですが、こちらにないためにこういう形で帯水層と接してしまっているという状況になっております。だから、もともとないような地形であったということです。

住民： そのときの帯水層でそれを分析はしたんですか。その水は。ボーリング前に。

主任技師： ボーリングは土質調査だけですので、このときの調査では水は見えていません。

住民： 水質調査はしてないわけですか。そこが問題やね。たくさん鉛とかいろいろあったのに、そこが汚染されてなかったという証拠がないわけやね。浸かってたんは、すぐ横やったんやからそれも汚染されているん違うの。市のごみやったらね、単に市のごみかどうかいいうんやったら、そんなに問題はないというように僕は思っていたんですよ。だってこれどっぷり浸かっているね、すぐ横で汚染水があって、それは本当に汚染されてなかったんかなという、それを事前に調査もしてなくて、大丈夫ですと言われたって、こっち側はあまり大丈夫とは思えないという気がするんですよ。

室長： 今、敷地境界のところで水質を調査しているかと言われれば、その場所には井戸をつくっておきませんので、今現時点では調査はしておりません。同じKs2層のところについては、そのもう少し、図面で言うともう少し下側、西側のところにKs2層を測る井戸はもちろんあります。その一般廃棄物のすぐ下に井戸があるかと言われたら、そんな井戸はありません。という意味では、測っていません。その下流側で測っています。

住民： いやいや、それで住民にね、大丈夫ですよと言われても、納得はいくんなかと。大丈夫やと僕らは思えるのかという、そこなんですよね。

室長： 今の疑問に対しまして、新しい提案と申しませうか、この家庭系ごみの近いところで、井戸を新たに掘ってモニタリングをやります。

住民： それは今後のことですよ。今後のことはそうでもないですよ。今の家庭系ごみが汚染されていませんかということをお心配しているわけですよ。どっぷり浸かっていたということはこれも汚染されたんと違うのという。

室長： どっぷり浸かっているというイメージがあまりなくてですね。

住民： でもさ、その水位は青いこれですよ。ここが水位ですよ。ということは、この下は浸かっていたということですよ。それで大丈夫だったんですかという。それを事前に調べてなくて、大丈夫だよと言われたかて、ちょっとね。

室長： 今日以前の話といたしましては、一般廃棄物の汚染状況を県としては調べたことはありませんので、その位置に井戸を設けるということは今まで思いつきませんでした。ただ、産業廃棄物、RDのごみはその敷地境界を越えて、敷地外を汚染している可能性はもちろんありますので、それを捉えるために先ほど申しました今の図面のもう少し下側にあるところでKs2層についても、Ks3層についても井戸を掘って調査はしております。ただ我々は一般廃棄物の影響をまだ調べるということではありませんでしたので、その下にはないという意味です。

住民： いや、一般廃棄物の影響じゃなくて、RDが埋めておく廃棄物の、有害物の影響がなかったのかどうかということをお聞いているんですよ。その一般廃棄物自体がね、汚染されてないのかということをお。

室長： RDの汚染水によって、一般廃棄物が汚染されてないかということですか。

住民： そういうことです。それ大丈夫なんですか。だって調べてなくて、何の証拠もなく、今それをほっておくと言われたかて、それでほんまに納得できるのかなって。市のごみやったらね、私も最初は市のごみだったら、そんなに動かす必要はないやろうと思っていたんですよ。だけども、水位がそこまであったということは、どっぷり浸かっていたということになってしまおうとね、ちょっと話が違ってくるなというように。その水を調べてなかったら、調べてくれてはったら、まだあれなんやけど、調べてもらってなかったらどうなんかなという気がしたんですよ。

住民： 問題はね、市の一般廃棄物が有害物ではないという前提で話が進んでいることだと思うんですよ。ところがね、我々が協定を結んだときに県のほうから出した二次対策工事基本方針がありますね。その中の「1 有害物等の掘削除去」の③項には、「二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土は掘削除去する。」となっているんです。ここにはRDが埋めたという規定はありません。つまり、ここにある一般廃棄物も有害であったら撤去するという約束をしているはずですよ。それを調べてないで残置するというのは、約束違反じゃないですか。

室長： 今の話は、廃棄物土としか書いていないので、それは一般廃棄物であっても、産業廃棄物であっても両方だというような御理解ということですね。

住民： この廃棄物の定義がちゃんとありまして、「廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。」という定義をちゃんと県はしているわけです。そこには産業廃棄物も一般廃棄物とも書いてありません。当然、ここで、二次対策で出てきたごみは、この範疇に入るはずですよ。有害物であるならば、撤去しなければいけない。それを調べてないでそのままにしておくというのは約束違反じゃないですか。

室長： こちらのほうの解釈ということになるかも知れませんが、この二次対策工事の基本方針の冒頭、1行目ですね。1行目は「旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはそれが生じるおそれを除去するため。」ということをございまして。

住民： はい、それでは旧RD処分場からの汚染がこの一般廃棄物に影響を及ぼしていないという証拠がありますか。

室長： 明確な証拠というか、先ほど言いましたようにモニタリング調査はできておりませんので。

住民： それじゃ、まず調査をするのが筋じゃないですか。それをしないでそのまま置くというのはおかしいんじゃないですか。

室長： ですから、先にモニタリング調査をこれからさせていただきたい、御相談させていただきたいという御提案をさせていただいたところがございます。

住民： モニタリング調査というのは、何のですか。一般廃棄物のですか。それとも周辺の地下水のですか。ここの約束では、有害な廃棄物土は撤去す

るんです。ですから一般廃棄物が今無害の状態にあるのか、有害なものなのか、それを調べるべきじゃないですか。

室長： 確かに今、一般廃棄物のあるその直下では調べてはいないということは申し上げたとおりでございますが、そこからおそらく具体的な地図を画面に示すことはできませんが、そこから20～30m下のほうでは、実際に井戸を掘って調査をしております。その井戸のKs2層なり、Ks3層の水質は環境基準を超えたデータは出ておりません。

住民： 20～30m離れたところの地下水が問題ないから、20～30m先の有害物は安全だって、どういう根拠で言えるんですか。

室長： RD処分場から一般廃棄物の層を通ったかどうかはよくわかりませんが、その下の層の地下水層を通った水は必ず、その下流側である井戸で捕捉できているというふうな意味合いでございます。

RDから出た汚染水が一般廃棄物のところで長く留まっているんだということであれば、先生がおっしゃったことにもなるのかもわかりませんが、一旦、RDのごみから出ていったものは流れやすいと、水に流れやすい物質という意味であれば、一般廃棄物のごみの層も通過して、その下流の地下水に流れているというふうに推測をしております。

もう少し詳しく調べろ、もちろんそういう意味合いでの御趣旨だと思えますので、今後それをモニタリングさせていただきたいと思っております。

住民： 地下水ではなくて、ここの掘削で発見された廃棄物が有害なものなのかどうかを調べてほしいと言っているんです、我々は。それは調べていただけるんですか。

室長： 今、モニタリングをしますというお答えをさせていただいておりますが、どのあたりの、どのような状況のものを調べるか、これはまた御相談させていただきたいと思えますし、我々もアドバイザーの先生方にお伺いをして決めたいというふうに思っておりますので、アドバイザーの先生方に聞いた上で、もう一度その具体の話については、お諮りをさせていただきたいと思えます。

住民： じゃあ、それまでは鉛直遮水壁の工事は止めていただけるんですね。

室長： 大変申し上げにくいんですが、最初、工程で御説明させていただいたとおり、部長の御挨拶の中にもありましたとおり、この敷地境界より西側にある一般廃棄物の問題と遮水工を11月に設置させていただきたいと

いう事柄については別問題としてお考えをいただき、何とか遮水工だけは予定どおりつくらせていただきたいという、こういう思いで我々はおります。そういう意味で御理解をいただけないかということでございます。

住民： もしその後に、一般廃棄物が有害物であるということが判明したらどうなるんですか。

部長： 今、おっしゃっていただいている件ですけどね、先ほど私が言ったことの繰り返しになるんですけど、要は先生がおっしゃっているのは、そのRDが埋めたものからの汚染なり、何なりのものがごみに付着しているとか、通っているところにありますから、そこにあって、そいつが汚染されているとすればそれをどけるということをおっしゃっているんだと思うんです。それについては、まず中にあるRDが埋めたごみ、そのごみについては当然全部どけますということですね。それが影響して、よそにどこまでしみ出しているか、何もしなければずっとしみ出しているわけで距離もありますけれども、いっぱいあるわけですから、それならその土を全部どけるのか、いやそうではないということをお前から御説明しているわけですね。要は逆に、変な話ですけど、今から管理型の処分場を作って、閉じ込めてしまうということをおっしゃっているわけです。

そうすると、外に残っている汚染という部分は、それこそごみであれ、地下水であれ、土であれ、既にしみ出してしまったものは閉じ込めた後、どうなるのか、そういうことになるわけですけど、それについては基本的にモニタリングをやっていますから、中で閉じ込めたものがあって、現在、まず問題がなくて、かつ中で閉じ込めたことが確認できれば、それ以上は汚染されないというところで区切りをつけようと思っているわけです。

ところが今の御心配でもう一つあるのは、外にある一般廃棄物のごみが新たな汚染源にならへんかということをおっしゃっていると僕は思うんですけども。

住民： はい。だって普通の土だったら問題はないのですが、先ほども言いましたように、廃棄物、土砂およびそれらの混合物で有害なものは撤去しますと約束をしたじゃないかと。そこで有害ではないということがはっきりわかってないのに、何でこれは我々の対象外ですというふうに言えるのかということなんです。

部長： もう一回言わせていただくと、御心配はよくわかりますということをおっしゃるまえに、まず申し上げたうえで申し上げますが、要は、そういうように外に出て、しみ出して汚染されているものは別にごみに限らず、土もあれば水もあ

るわけですね。それをどこまでも追いかけていくのかと言うと、とてもそういうことはできないので、まずは枠を決めて、その外はモニタリングをして、その効果があって、かつその効果があれば汚染はもし今なければ、そのままないだろうし、もし新たに漏れていたらまた出るだろうから、それは当然ちゃんとやっていかなあかん。対応せなあかん。こうなるんです。そこでごみですけれども、今おっしゃっているように、そのごみそのもの自身がどのぐらい本体自身で悪さをするのかということもありますよね。ということがわかったので、それで、先ほど申し上げたのは、先生とは解釈が違うかもしれませんが、そもそもこの二次対策工事ということで合意をされて、国も納得しているのは、RDの起因によるものということですので、RDが例えば、ごみそのものところにもしRDのごみを混ぜていけば、当然撤去することになっていたはずなんですけれども、先ほど御説明したように一般廃棄物の上にRDはそこを掘り返しておりませんので、そういう意味では浸透する、先ほどの土であれ、水であれ、ごみであれに浸透するものによって汚染されることしか基本的には考えられない。それについては、対策工事そのものではなくて全く別の話なので、それについては、ただ御心配もあるから新たに、この間と違うことを申し上げようとしているのは、このごみについてのモニタリングをやらせてもらおうと。ごみについてのモニタリングをやらせてもらって、それがうちの土地の中のごみだとすれば、それは自分の土地に埋まっているものについて、公共水域なりに影響を与えているということが明らかになるのであれば、それは土地の責任者として責任を果たさなあかんだらうということを考えていると申し上げたんです。土地の責任者にどの程度の責任があるのかについては、ちょっとまだ時間がなくて、法的な整理ができていないので、今はっきりとは申し上げられないですけれども、今回の提案は、中のRD自身がやったことに伴って汚染されたところを閉じ込める工事はそれはそれでさせていただいた上で、今回の御指摘もあったので、外にあるそのごみについて、そのごみは県の土地に埋まっているものですから、そのごみが悪さをしているかどうかは、別途モニタリングさせていただきたいと。そうさせていただくことで、こちらの工事はこちらの工事で期限内に何とか進めさせていただきたいし、こっちは別の話ですから、それはそれで何か悪さをしているのであれば、悪さをしてないならしてないことを御報告させていただきませし、悪さをしているのであれば、それに対する対応は別途考えさせていただきたいと、こう申し上げているわけです。

住民： もう少し具体的に教えていただけますか。つまり、いつまでにそれを調べて、どういう対処をするんですか。どういう基準でそれを判定して、どういう基準だったら、これを撤去していただけるんですか。その範囲はどの程度になるんですか。

室長： 場所はまずアドバイザーの先生のところに11月に入ったら、お伺いする予定をしておりますので、このことも含めてアドバイザーの先生方に御相談をさせていただきます。その上で、次の協議会のときに、この場所でこういうふうな内容でモニタリングをしたいというような御提案をさせていただきますと思います。

部長： その上で、基本的にはやっぱり地下水の環境基準が基準になると思います。

今のところのことを申し上げますと、さっき遠いなという話もありましたが、今のところの水の流れから見たときに、今あるごみの下流にあるところというのは、既に井戸がありますので、これで今までは見てきていて、そこに異常が出ていなければ当然、上流の水も異常がないと見ていたわけですがけれども、確かに遠いということもわかりますので、それだったらということと、加えて、ごみ自身が悪さをしていないことを確認するということは、いわゆる安全・安心の意味では大事なことだろうというのはよくわかりましたので、それは別の井戸、この前までは水位差を測る井戸を掘ると申し上げていましたよね。要は、壁をつくって壁の内側から外側に水が漏れていないことを確認するために、水位がちゃんと保たれているかを見るために井戸を掘ると申し上げていましたけれども、それとは別に水質を測るための、ごみから出てくる水が大丈夫かどうかを測るためのモニタリングポイントを新たに追加して、井戸を御相談の上、掘らせていただいて、それを見ていくということを別途で並行してやりたいということを申し上げます。

住民： すみません、長くなって。苦い経験があるので、申し上げたいんだけど、かつて深堀穴の工事のときに、掘り出したごみを埋め戻すかどうかで対立がありました。というのは、昔は合法だったと、問題なかったんだというふうにされたごみでも、今は埋め戻してはいけないわけだよ。だから今、埋め戻してはいけないものを何で埋め戻すかというふうに我々は主張したんだけど、これは一旦処分されたものですから、問題ありませんというふうにして、県は埋め戻したんだよね。

今回も二次対策工事が出てくる一般廃棄物ですね。昔は合法だったと、一般廃棄物として適正に処理された。ところが今はこういうものはこんなところに埋めちゃいけないというものがあったとしますよね。その場合は、問題なかったというふうに県は反応するんですか。対応をまたするんですか。つまり、我々が大切にしたいのは地域の環境なんです。法的な合法性ではないんです。今、ここで土に埋めていいものか、悪いものなのかという観点で、しっかり判断してもらって、有害物なら撤去してもらいたい。それは先ほども言いましたように約束したことです。

二次対策工事で出てきた有害廃棄物土は撤去すると、約束しているわけですから、その観点で判断していただけるのでしょうか。それを確認させてください。

審議員（滋賀県）：今、ごみをどういうふうに判断するかにつきましては、先ほども申しましたように、ごみの層を通過してきた水として、統合的に判断したいと思っています。ごみそのものじゃなくて。

住民： さっきは、部長さんはごみも調査すると言っていたんですけど、廃棄物土は調べないんですか。

部長： いえ、言っていません。

審議員： そうじゃなくて、一般廃棄物のご存じのように、各家庭から出てくるものですが、少量多因子というものですよね、結果的に見れば。産業廃棄物というのは、同じ質のものがたくさん出てきますが、一般廃棄物はいろんなものが混じった状態で出てきますよね。

ですから例えば、一か所だけだとそういう状況はわからない。ということは総合的に判断せざるを得ないとするならば、井戸の水を測ってやるというのが一番合理的な方法だというふうに私は考えます。

住民： 私が言っているのは、さっきも言っているように、この基本方針で我々は協定を結んでいるんですよ。そのときに「二次対策工事の際に確認された有害廃棄物は撤去します。」と書いているわけですよ。だから、この一般廃棄物が有害なのかどうなのかをちゃんと確認してほしいと言っているだけの話なんです。

審議員： ですから、その手法として、これはアドバイザーの先生方に相談させていただきましても、そこを通り抜けてきた水で上流がどうかというのを判断させていただきたい。

住民： 土そのものは何で調べないんですか。

審議員： だから先ほど申しましたように、そこのごみの質というのは均等ではないんですよ。

住民： それはRDだってさ、いろんなどころに埋められて、均等じゃないですよ。だからそれはいろいろな方法でサンプリングをして調べていますよね。何でサンプリングをするという方法を採用しないんですか。

審議員：ですから、その近辺において、いわゆる30mメッシュのポイントがありましたので、それをもう一回確認しますけどね、その近辺は掘ってはいるんですよ。30mメッシュで掘って、そのものの溶出試験はやっていますけれども、ちょっとその位置までは今は正確にはわかってないですが、それを確認して、そのデータをお見せさせていただきますけれども、トータルなものとして判断するのは、そこを通過してきた水で判断するのが合理的な方法ではないかと。

住民： いや、水はやってもらいたいんですよ。水はやってもらいたいのは当たり前なんだけれども、それと同時にこの廃棄物土が有害なのかどうかをはっきりしたい。そうしないと、そこに残置するということにはならないわけだから、地下水の、あるいは浸透水の水質調査と同時に埋めたものの、廃棄物土の調査も加えてほしいと言っているんです。

審議員：目で見た感じで言いますと、例えば、ガラスびんとかね、プラスチックとかね、そういうようなものがビニール部分に入った状態であるわけです。極端に言えば、袋ごとに中身が違うんですよ。ここを掘ったところで、それが全体を表現しているかということ、そこは見にくいと思うんですよ、そこは。

住民： サンプルングは不可能だというふうに考えていると。

審議員： そうだと思います。ものすごく当たり外れが大きいと思うので、それならばさっき申し上げた、皆さんが心配なさっているのが下流への水質の影響だとおっしゃっているわけですから、その水を、何本取ったらいいか、それはちょっとわかりませんが、そういうもので総合的に判断するのが合理的な方法だというふうに思っております。

住民： その場合、有害物が残置される可能性はありますか。

審議員： 有害物といった場合、それがどういうものかちょっとわかりませんが、可能性としてあるものは、例えばですね、御家庭で使っておられたゴキブリだんごみたいなものがあつたとしたら、これはほう素ですからペケになると思いますが、ゴキブリだんごが一個、二個あつたところで大きな問題があるかということ、ちょっとそこは考えにくいと思うんですね。皆さんが一番心配なさっているのは地下水の汚染だと。それをもって皆さんが汚染対策はどうなんだということで一番初めに問題提起をされたわけですから、合理的に、トータルに判断できるのは水でのモニタリングだというふうに考えております。

住民： 結局、地下水への影響というのは間接的な調査ですよ。原因物が安全なのかどうなのかを調べたほうが早いじゃないですか。だから一番わかりやすいのは、原因物を取りあえず撤去してもらうのが一番わかりやすいんだけど、撤去できないのだったら、そこにあるものを少なくとも密度の高いサンプリングをして、確認するということは必要じゃないですか。もし、水質で悪い値が出たとしますよね。そしたらどうするんですか、次には。

審議員： ですから、一つの方法ですよ。一つの方法として掘削という形も出てくるかなと思います。そこはちょっとまだ。

住民： もし悪い値が出たら、全部掘削してくれるんですか。その廃棄物を全部取ってもらえますか。

審議員： 悪い値の場合は、どういうふうにモニタリングするか、先ほど申しましたように場所とか、箇所数とかを先生方と相談して、どうなんやということも一回確認しないといけませんので、例えば、一本でもペケだったら全部掘るとい話にはちょっと今のところは言いにくい。そこはそういうふうな合理的なモニタリングをすればいいかということも含めて、先生方に御相談させていただきたい。

部長： 御質問ありがとうございます。先ほどから申し上げているように、御心配はよくわかります。

我々も本当に滋賀の環境を守るためにやっているの、地下水を汚染しないということが究極で、はっきり言ってRD問題そのものもそういうことなわけですよ、実際のところ。飛散および地下水の汚染というのが問題になってきているわけですから。同じように、このことについても同じ精神でありますので、今申しましたように、どういう具合にモニタリングの穴を掘るかは別として、地下水の汚染がないことを確認できればそれでよし、確認できなければ、それに対する対応手段としては、これはRDの工事とは、どうしても別になってしまうけれども、県の土地所有者の責任として、それだけで済むのか、ちょっと市のほうの分が残りますけれど、県としては県の所有者としての責任としては、それなりのことをせなあかんと私は思っています、少なくとも。ただ、今それを一緒にすることはどうしてもできないんですよ、この工事の建前上。ただ、少なくとも悪いのが出ているのに置いておくとかいうつもりで言うわけではないということはぜひ御理解いただきたいんですが。

住民： あのね、何で鉛直遮水壁をつくることに反対しているかと言うと、鉛直遮水壁をつくった後にこの一般廃棄物を撤去するとなると、技術的に

もかなり大変なことになるし、お金もかかるという話を聞いているんですよ。ということはね、県は多分、たいしたことないだろうというふうな考えをもって、そしてデータを操作する可能性だってあるなど僕は正直、思っているんですよ。

部長：もちろんデータを操作する気はありませんとしか言いようがありません。

住民：これまでやってきましたからね、県は。

部長： おっしゃっているとおりだと思いますが、今はもう「ない」としか申し上げようがないので、そのとおりです。

住民： そのときにお金がかかるのでこれで勘弁してくださいよなんていういかにげんな対応をされたら、こっちは目も当てられないですよ。

部長： 今までの経過がありますので、そのことはよく御心配はわかりますが、私どもとしては合理的に、かつ誠実にやらせていただく案として、今の案を考えているつもりなんです。

住民： 何らかの担保が欲しいんです、我々としては。どうしても遮水壁をつくるのだったら、その後にモニタリング調査で、この一般廃棄物が汚染源と思われる事態が起きたときには、どうすると約束してくれますか。

部長： 「どうする」の部分については、具体的にはよう申し上げられません。というのは、申しわけないですけど、これも新たな工事を起こすことになりますよね、そうなりますと。当然ながらこれについても、どの程度、合理的な範囲内で、どの程度効果的な工事をするか、きっちり説明させてもらって、かつそれが我々としては、県税を使ってやる以上は県税を使うことについて正当であるということをきっちり説明せなあかん。それをどの程度のことになるか、ちょっと今申し上げられない。けれども、土地所有者としての責任はあるだろうとしか、今はちょっとよう申し上げられないですね、申しわけないですけど。

住民： 長い目で見たならば、それなら一旦、ここにある外の廃棄物を掘削して、処分場内に置くことは可能じゃないんですか。そのほうがトータルで見たら、安くなる可能性だってありますよね。後でわかって、このところは有害物であると、そして複雑な、そしてお金のかかる工事で撤去することを考えたら、今の段階でその可能性のある一般廃棄物を掘削して、処分場内に置いておくと、それは土地所有者の責任でやっておくということもできるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

室長： 現時点でここは県が代執行の二次対策工事としてさせてもらっています。もう既に処分場ではない状態ですので・・・。

住民： いや、代執行ではなくて、先ほども部長さんが言ったように県の所有者としての責任として、その部分だけは県が掘削したらどうですか。

室長： 廃棄物処理法によりますと、自分のところの土地にあるごみですら、自分のところの別の場所に置くことはできないんです。廃掃法上、認められている処分場で処分業者さんが右側にあるのを左側に移すということは、先生も先ほど御紹介いただいたとおりに可能なんだろうとは思いますが、今、県の敷地の中で仮に左にある物を右に動かすと、そういうことは廃処法上できないというふうに思っております。

部長： いや、本当にかたい話で恐縮なんですけれど、そういうこともあるんですが、この工事の全体計画の中で、RDが行ったことに対する対策工事という形でやっちゃっているものですから、どうしても変な話ですけど、そういう制約があるんです。それと両立させる意味でベストなことというのを示させていただいたんです。

住民： 私が言っているのは、ここのものがRDから影響を受けてない安全なものだったら何の心配もないんです。だけどそれがわかってないわけですよ、今。わかってないのに、それを外に置いておくというのは約束違反じゃないですか。二次対策工事において、発見された有害物は撤去すると、有害物ではないと県が言ってくれるならわかりますよ。調べてないじゃないですか。有害廃棄物土は撤去するという約束なんですよ。

部長： いや、そうなんですけど、読み方の部分かもしれませんが、基本的にRDが埋めたもの、それで汚染されたRD自身が手をかけたものという意味での有害物です。

住民： そうは書いてないです。先ほども東村さんが言ったように旧RD最終処分場に起因する支障の除去ですから、起因するわけだから、別にRDが埋めなくたって、起因したものは撤去してもらわなくちゃいけないんですよ。しかも、RD処分場内にある。許可区域外であっても。処分場内にあるごみですよ、これは。

室長： 先ほど、基本方針の1行目を紹介させていただきましたが、その「RD処分場に起因する生活環境保全上の支障」というふうなことに関して、撤去できるとかできないというお話でございますが、その起因するとい

う意味では、先ほど先生の御趣旨でございますと、RDのごみから浸透している汚染水が一般廃棄物に付着しているということのおそれがあるので、その付着した一般廃棄物を撤去せよという、そういう趣旨かというふうに理解いたしますが、ここに書いている基本方針というのは、先ほど言いましたようにそれは処分場内外問わず、それが一般廃棄物というごみであろうが、地下水であろうが、土であろうが、そういった外に出て行ってしまったものに関しては、もう今現時点では方策の採りようがありません。遮水壁をつくって、工事が完了した時点では、汚水がもう外に漏れないようにします。そういう趣旨で基本方針をつくり、基本方針に基づいて協定もつくられていると。そして、その掘削除去の下の話であるとか、その2番の西側および北側における廃棄物土層の底面および側面に接する浸透水の遮水とか、それはそういう意味で書かれているというふうに理解をしております。

住民： 私は処分場外を掘削しろと言っていないんです。処分場内にあるんですよ、これは。県有地化した処分場内にあるごみです。そして、それは有害であるかどうかわからないんです。そしたら当然、その点は調べる価値のあるものでしょう。それを調べないで置いておきますという根拠は何ですかと言っているんですよ。それを20m、30mの下流で水を確認しました。それでもうここは推測して多分大丈夫でしょうという形でやっちゃっていいのかな。そういうことを認めたら、これまでの調査でも20m、30m先の水質調査だけしてればいいわけですよ。これまでの根幹が違うじゃないですか。これまでもボーリング調査をして、怪しいものは掘って調べていたわけでしょう。20m、30mの下流の水を見ていて、あそこにあるから大丈夫だと言っていたのは、この対策工事ができる前の滋賀県の対応ですよ。ずっと滋賀県はここの処分場は安全だと言っていたんです。違法行為はしてないと言っていたんですよ。ろくに本丸を調べないで、間接的な調査をやって、多分これはデータがぶれているだけだとか、そういうふうに言って我々はずっと騙されたんですよ。全然動いてくれなかったんですよ。また同じことをやるんですか。しっかり調べてくださいよ。その上でね、安全だと言うなら僕は外に置いても構わないと思うよ。その遮水壁の外に。

室長： その調査の仕方については、今現時点でどういうふうにするかはこちらでは出ていませんから、アドバイザーの先生方に御相談をさせていただきたい。その上で、皆さんとも御相談をさせていただきたい。現時点で、ごみの近いところの状況は把握できていませんが、あくまで推測として、20m下流ではおかしな数字が出ていないので、大丈夫に近いのではないかと。ただ、おっしゃるように御心配の趣旨がありますから、今後、調べます。調べた上で、しかるべき措置を出させていただきます。そう

いうお話をさせていただいて、その上で遮水壁の話は先に進めさせていただきたいというお願いをさせていただいています。

部長： 先ほど先生がおっしゃった話なんですけどね、前とルールが違うんじゃないかという御発言があったと思うんですけど、今までから処分場内でRDがごみを埋めているところと、埋めてないところを見つけるためにボーリングをしてきたわけです。それでごみがあるとわかっているところについては、それに汚染されて、多分触れているだろう土とともに掘り出して、選別をするなり、運び出すなりしてきたわけですね。このポリシーは同じでして、そのごみの部分も一緒なんですよね。ところが、ごみのところは明らかにRDは埋めてないんですよ。だから同じような意味でそこは処分の対象にしてない。同じようにほかのところには土しかなくて、かつRDが触れてないところは埋めてない、掘っていない。それと同じやり方をしてきたんです。

ただ、もう一つ別の問題もあるわけで、繰り返しになって申しわけないですけど、RDがやったことによって、RDの敷地はおろか敷地の外まで地下水を通して、汚染されるということはあるわけですね、実際に。それならどこまでその土を、外にあるやつを入れかえるかということについては、そうではなくて実際にRDがそういう汚染を入れたことについては、閉じ込めましょうと。外についてはモニタリングをしましょうと。まず外に漏れないようにする。あまりないのかもしれませんが、いつまでたっても外に、閉じ込めたにもかかわらず汚染があれば、それは当然対策を別途考えなあきませんから、そういう意味でモニタリングをしましょうと言っているわけで、同じポリシーのつもりなんです。しかし、先ほど先生がおっしゃったように20m離れたところをモニタリングしたって、結局そこ自身がどうなるかわからんやないかというのは非常にお気持ちもわかるし、確かにそのとおりだとこの間からお聞きして思ったので、ここはRDが手を触れていないところだから、他の触れていないところと同様なんだけれど、そこについてはひょっとしたら、一般廃棄物自身からの汚染等があってもいけないので、それやったらモニタリングをしましょうと。モニタリングを何でするかということ、先ほど中村が言ったとおりで、個別のやつについては家庭系ごみがどういうものかと言われると、産業廃棄物とは違うだろうと思うけれども、いずれにしてもまちまちなので、それだったらごみの問題ではなくて、申しわけないですけども、環境汚染の問題だと考えているので、ks3層の部分に触れているんやから、そこを測らせてもらって汚染があるかどうかを調べる。調べたら、今具体的に約束をどうせえと言われても困るんですけども、それならば当然、うちの中に埋まっている廃棄物が外を汚染しているということが客観的にわかりますから、それなら、それはそれとして新たな対策を考えなあかんと思っている、こう申し上げているん

です。

ですから、それはそれ、これはこれと言うと、何か悪い言い方かもしれないですけども、我々としては過去のことについては反省をしているつもりですし、もちろん嘘をつくつもりはありませんし、ただし合理的に説明できるような工事をしていきたいと思っているので、ぜひそういう点でこの中を閉じ込める工事ということと、その外にあってRDが手を触れていないものについて、この際、そういった御心配もわかるので、そういうような新しい対策として問題にさせていただいて、今後それは検討しなければならないこととして、別に考えさせていただけないでしょうかというお願いなんです。

住民： 僕が言うてるのはごみがね、RDの汚染を受けてないかということ言っているわけね。その内容物が有害かどうかよりもね。RDのそれによって汚染されたんじゃないかということ言っているわけで。

もう一つね、これに関することですけど、遮水壁を内側につくると。これね、真っすぐ外側の境界線沿いにつくるということに関しては、何か下が砂層やと、砂ばっかしやと、粘土がなかったということですけども、ボーリング結果を調べたら、砂のところまで終わってますやんみんな。Ks2層で終わってますよね。それ以上深く掘ってませんよね。どういふ何を基準にして、下には粘土がなかったと言うてはるのか、この図を見ている限りは何かわからん。これみんな砂層で、Ks2層でとまってますやん、下が。砂ばっかりのところまでとめているんやから当然、粘土はありませんよ。だってそこまでしか掘ってないんでしょ。それボーリングの柱状図なわけでしょ。そしたら砂でとめているのに、粘土層がなかったん当たり前ですやん、そんなん。

室長： 今、県がその鉛直遮水工をしようとしているのは、Ks3層に対して、遮水をしようとしております。Ks2層に対しては、遮水をしようとは思っておりません。というのは・・・。

住民： Ks2層は砂やからそんな無理ですよ。Kc2層にはしようと思ってないということ今、言いたいわけですね。そういうことやね。

室長： そうです。Kc2層につながるような遮水工はしようとは思っていない。

住民： しかし、それしかとまりようがないですやん。だって、ぶち抜けているんやから、2か所。どうせ。

室長： 今、この資料にはありませんが、現在、我々が考えている敷地境界から5、6m内側に鉛直遮水工をするんですけども、そこにはKc3層が連

続してあるということを確認しています。

住民：Kc3層がずっとあるんやね。

室長： はい。ですから、そのKc3層と遮水壁をつなげることによって、中にある汚染水、浸透水を閉じ込めることができるというふうに考えております。

住民：この中でね、どこの場所がないんですか。Ks3層が。

主任技師：敷地境界の上ですと、No.3付近ですね。そこがC-5のボーリングです。あとNo.1+10付近です。このあたりも極めて、薄い状態です。

住民：その水色は何。

主任技師：ここはKc3層ですね。これが沖積層というものになります。ですので、例えばこの辺りは薄くなって、また多少厚みがあって、このC-5あたりではないという状況で、また上流側のほうですと、厚く存在しています。

部長： 入れ物の底にあたる部分が必要なんですよね。底にあたる部分がたまたま右のところではないところがありますので、左やったら、左下の図がありますよね。そこやったら緑のところがつながってますでしょ。ずっと左右まで。そこだったら、そこがつながっているんで、そこに塀をつくれば、そこが角になって、おさまるという考え方なんです。

住民： しかしその証拠になる井戸がここでは書いてませんやん。そこには下にありますという、その線の井戸がないですやん。

部長：これは右側の図の拡大図です。今見ていただいているのは。

住民： はい。こっちはね。中やったらありますという、そのボーリングはどこにあるんですか。これを見たら、何もボーリングってありませんやん。そんな証拠はあるの。推測だけで言うてはるんやったら同じことですよ。

主任技師：ボーリング調査につきましては、こちらの赤丸が今の話でして、内側につきましては、こういったグレーのところですね。

住民：そのグレーのほうの柱状図は。

主任技師：グレーのボーリングですと、こちらのNo.13の柱状図で表していたりとかですね。

住民：いやいや、それは違うやん。図が。

主任技師：ちょっと縦断的な位置で示しているのです。

住民： いや、もしもね、もしも外側で何とか鉛直水平壁ができれば、このごみが全部内側になるんやから、そしたら別に問題ないですわね。それが一番いいわけですよ。工事的にはこれ、絶対に無理なんですか。前も話したときは無理やという話やったんやけど。

室長：敷地境界の位置に遮水壁をつくるということですか。

住民：そうです。

室長： それは先ほど説明しました、こういうふうな粘性土層の状況ではすりつけるべき場所がありませんし、少なくとも先ほど言いましたように2か所については、穴があいてしまう処理場ができます。仮にそこを全部オープンで掘って底面遮水するという方法は技術的には可能だと思いますが、おそらく一桁違うぐらいの金額がかかるということが予想されますし、どこの範囲まで掘ればこの問題が解決するのかというのが、何も今わかっていません。この図面でいくと、下側にどれだけごみがあるかは、おそらく調べられますが、どれだけKc3層が欠けているのか、欠けてないのかというのはかなり調べないとわからない。10m下なのか、20m下なのか、この図面でいう下なのかがわからない状況ですね。

住民： C-3の柱状図やとね、3mから4mのところ辺に粘土層がありますよね。約90cmぐらいの厚みで。

室長：C-3が粘性土層のあるところですね、はい。

住民：うん。さっきC-3あたりがない言いはったんちゃうの。

室長：No.3のところがないということです。

住民：No.3ということは柱状図やったら何になるんですか。

主任技師：C-5です。

住民： 前も言うたけど、その柱状図、私にくださいよ。前、渡すと言うててもらっていませんよ。私これちょっと違う人からもらったんやけど、それを見ているんやけどね。今のそれ言われたかって、まとめてしまったら、これだけしかないですよんか。

室長： ご要りようでしたら、また別途、柱状図をお渡しさせていただきます。

住民： はい。ずっと前に言ってますよ、僕これ、柱状図は。もうちょっとこれ何とかならんのか。それまでこんなん解決しいひんよ、ほんまに。

室長： 何とかなるんかと言われれば、見てのとおり、粘性土のないところに据えつけても穴があく、すき間ができるだけですので、その場所にはつくれないという状況ですので、内側にはなりますが、そこであれば粘性土層が連なって確認できましたので、そこへ据えつけにいきますということでございます。必ずしも、その敷地の外へ出ることが我々の与えられた使命とも思いませんでしたので、一番の使命は、RDのごみから出てくる汚染水をこの敷地の内側に留めるということだと思っておりますので、内側に留めさせていただいたというところですよ。

住民： 極端な話、Kc2層まで伸ばすということはできないんですか。これ技術的には可能やうて言うてましたね。最初、鉛直遮水壁するとき機械的にはいけるんやという話でしたよね。だからこの深さやったら、ずっといけるん違います。

室長： そのお話は確かにこの計画をつくる冒頭のときであれば、そういう御提案をさせていただいたんだらうなと思います。というのは、今Ks2層に対する浸透水への影響というのは底面遮水をすることで対策しているわけですね。A工区、B工区、D・E工区の底面遮水をすることでKs2層に対する影響を留めようとしています。そのことによる廃棄物土の掘削量は全体の3分の1ぐらい、約24万から25万 m^3 ぐらい掘削することになったんですが、それを考える前の状態、汚染水を全部区域内に押し留めるという案のときは、Ks2層まで深い遮水壁をつくって留めるという案であったと思います。

住民： そうなってくると、やっぱりこのごみは調査してもらわなあかんね。それしかないよね。もうなくなってしまうもん。

室長： 調査しないとは言っていないですよん。

住民：ごみ自体を調査してくださいと言っているんですよ。

室長：ごみ自体の調査というのは、どういう意味でおっしゃっているのかよくわからないんですけども、RDの浸透水がごみの層にひっかかって、それで影響があるんだということに関しては、調査の方法も含めて、考えられるのではないかなと思うんですけども、それをやるにしても、例えば、その下流側で水で調べたほうがより広範囲に確実に取れるというので、そういう方法のほうがいいのではないですかというような御提案を今しているところです。ごみそのものが、環境に汚染をしているかどうかというのは、それを一般廃棄物がもともとどんな汚染のあるものを埋めたか、埋めてないかという世界になってしまうので。

住民：いや、違いますよ。私ら最初から言ってますやん。RDの処分場で有害物が出たところの、その水で浸かっていたわけですよ。汚染水で。流れ方向から言ったら、これ浸かっていることになりまますやん。浸かっていたんですよ。だから大丈夫かと言うてるんやから。

室長：浸かっていた状態を浸かってない状態にせなあきませんよね、まず。今でも浸かっている可能性があるんで、浸かっていた状態を浸かってない状態にしなければ、まずはいけません。現在ももしかしたら、多分出てないと思っているんですけど、RDのごみはまだ残っていますから、そこから浸透して、敷地境界の外へ出ていっている可能性はゼロではありませんので、その意味から言うと、今もごみが浸かっている可能性が少し残っています。

住民：いや、ビニール袋やから、中に入り込んでいるんやね、水って。

室長：何か出た場合のことですよ。そういうことが可能性としたら残っています。それをまず排除するためには、遮水壁をつくって、その中の浸透水が外に出ないようにしないといけませんよね。その上で測って、本当にRDのごみの影響を受けているか、受けてないのかを調べる必要があると思います。今、内側と外側がつながっている状態で調べるというのは、これはRDのごみの影響なのか、どうなのかというのは、十中八九、RDのごみの影響である可能性が高まるだけの話ですね。今やろうとしているのは内側の状況は全て排除した上で、RDの影響が残っているか残っていないのかを調べる必要があろうかと、そういうふうに思います。

住民：ビニール袋の中に水が入っていて、その水がおかしかったら、そんなもんおかしいじゃないですか。一番、はっきりしていますやん。

室長： それはもしかして、もともと一般廃棄物が持っていた、環境に悪い・・・。

住民： いや、それにしたって一緒ですよん。県有地やねんから。

室長： 先ほど言いましたように、県有地やからどういうことをしなければならぬかについては、また法律的整理も十分できていないので、土地の所有者、管理者としてしかるべき方策は別途考えさせていただきますし、必要なことはさせていただきますつもりではあります。

ただ、今のこの時点では先ほども言いましたように、そのことと遮水壁の話は別途のことと考えていただけませんかというお願いをさせていただいているところでございます。決してRDの汚染水が影響しているということの責任を逃げようという意味ではなくて、しかるべき必要な処置はとる。それがまだどういう具体のことをするかというのは決まっていないということでこの場合は御理解をいただけないかということです。

住民： ちょっと難しいで。難しいと思いますよ。

部長： すみません、もう一回同じ説明になって恐縮ですけれども、そのごみが浸かっているということで御心配いただいていると思うんですけど、RDから出てきたその浸透水が浸けているのは、ごみだけではないですよ。水そのものもそうだし、それに触れている土そのものもそうなんです。それがどこまでいっているのかは本当にわかりません。ですので、とりあえずは周りにいろんな井戸を掘って、どこまで汚染されているのか見ているので、それは土であろうが、ごみであろうが、水が触れているというのは一緒ですから。

住民： いや、これは動きにくいじゃないですか。ビニールの中に入っているから。そんな今おっしゃるみたいに、砂ばかりの層ならそらすうって行ってしまうやけど、そうじゃなくてごみ袋の中に入ったやつって、なかなか動かないじゃないですか。

部長： どちらにしても、出てきた水がそれを浸けて、かつその浸けた水がまた外に移動して、地下水を汚染しているということが御心配なんだと思うんです。ごみのほうが長いこと溜まっているのかというのは私はわかりませんので申し上げられないですけど、要はごみであろうが、土であろうが、石であろうが何であろうが、今は汚染されている可能性があるわけですよ。別に敷地に限らず、敷地の外にしたって。とりあえずRDが手を触れて実際に埋めたことがわかっているところについては、閉

じ込めましょうと。閉じ込めるについては、Kc3層を底にして、あと壁なり、側面遮水をして入れ物をつくろうとしてきて、Kc3層の欠けている部分が見つかったら、それは穴を補修してきたわけですね。ですから、それで何とかもうすぐ完成しそうなので、それをまず完成させると。その上で、外に残っている土なり、ごみなり、いろんなものがあるわけですが、それはモニタリングをしていこうと前からしてきたわけです。

それは一つには、中の水がもう外に出てきてないということを確認するモニタリング。それから外に残っている水なり、土なり、実際には地下水ですが、地下水がどういう水質になっているか、地下水汚染がされてないかというのを確認するという、この二つのことをやろうとしているわけです。ただ今御心配いただいているように、ひよっとしたら、溜まっているということがあるかもしれないですけど、もう一つ、ごみだということがわかっているわけで、そのごみからひよっとしているということがあるかもしれないという御心配はわかりますので、そこについては新たに水質のモニタリング井戸を掘るなどして、それ自身が悪さをするか、あるいはそこに溜まったRDから出た水が悪さをするかどうか。それも合わせて測れるはずなので、それを見て、対応は今後考えていきたい。それはRDの工事のことではなくて、県の土地の中に埋まっている悪いものが何か悪さをするかという観点で考えさせていただきませんかということをお願いしています。そうじゃないと、実際に工事がどうしても区別せざるを得ない状況にあるものですから、これはもうこちらの都合でというか、法的な都合で申しわけないんですけども、そのところを御理解いただいて、まずは、その箱、入れ物ですね。箱をまず完成させるということをお願いできないかということなんです。それでとりあえずは、外へ汚染するのがとまるはずなので。

住民： 私の個人的な意見では、今おっしゃっていたことは理解できています。ただ、今のごみについてはちょっとやっぱり不安がみんなに残るなということですね。

もう一つだけ。ちょっと話題が違うことになりましたけど、6ページ。

洪水の調整池、書いていましたよね。これね、RDのときもこの場所に沈砂池をつくったと。だけど私は最初から言うてたんやけど、あんな高いところに沈砂池つくって、何の効果があるんやと言うてました。実際問題こんな中に水が入らへん。今回の調整池は高さはどれぐらいでつくられるんですか。例えば、この全体の水が全部入るようにできるんですか、表面水は。それとも、前と同じような感じで、ほとんどの水が外に流れて、ほとんど入らへんというような調整池やったら、何のためにつくるかわからへんし、そこら辺、ちょっとはっきりと今回は。前回は私は言うてたんやけどね。ちょっとほかの人が、「そりゃ、県がやるこ

とや。きちんとやるでしょう」という話でとまってしもうて。結果的には何の効果もない、沈砂池をつくって、意味のない沈砂池やったんやね。今回はどうなるのかなと思って、ちょっと気になっているです。

室長： 今、この図面でわかるのは、128.0と書いてあるのは洪水調整池の底の標高ですね。その上にある道路の位置が131.4です。およそ差が3mぐらいありますので、道路に降った雨は洪水調整池に入る可能性が高い。その上は水路が151mぐらいのところにあります。そこに赤い線が何本か引いていますけれども、それは小段をつくって、そこへ雨水が流れていって、結果的に調整池に流れるという構造になっています。

コンサル： 洪水調整池の容量自体は、もう十分処分場の洪水を飲み込める容量は持っております。排水としては、当然高い位置からこの中に入るように、大きな経路としてはここに直接降流する水路がありますし、小段排水もここに集めて、法面の排水をここに落とし込むようにしております。どうしてもですね、これは高い位置に設けてあります。浸透水が溜まって外にこぼれないように、高い位置には当然してありますので、こういう背面のところはどうしても下流のほうに放流せざるを得ませんけれども、ほとんどはこの処分場の中の排水をここにちゃんと入れるという計画にはなっております。天端は133.2mの高さです。

住民： ということは道よりも高い。

コンサル： ここ下がっていったって、ちょっと一旦ここに上がるような部分になりますけれど。

住民： そういうことですね。

住民： さっきの話に戻しますけれどもね、県がどうしても遮水壁を先につくらせてくれというのは、特措法の期限が、後ろが決まっているから。だからこれをやらないと、期限内に終わらない可能性があるからやれってことでしょ。多分、それが一番大きいんだよね。もしその縛りがなければ、まず一般廃棄物の安全性を確認しましょうと。その上で工事をどうしましょうかという話を僕らにもできたと思うんだよ。この会議のスケジュールとかね、お膳立てというか、差配は全部県側がやっているわけですよ。当然ながら、こういうふうにして、住民側から計画の変更というものを求める声が出るわけですよ。それをちゃんと織り込んでくれていたのかなという気がするんだよね。つまりね、最初に私が聞いたのは、あそこの遮水壁の向こう側は栗東市の土地だというふうに聞いていたんだよ。ところが栗東市の土地じゃなくて、8mの間は県有地だと

いうことを後で知ったんですよ。その説明の仕方からしてもあまり丁寧ではなかったと思うんだよ。こういうことは教訓としてちゃんと残さないと、また行政は同じことをやるわけよ。今回は仕方がないという形になって遮水壁を先行してつくりましょうということにもしなつたとして、また同じようなことがあったらたまらんですよ。その度、その度、結局我々は県の言うとおりに承認せざるを得ないのかということになるわけですよ。今回、こういうね、土壇場で住民に納得してもらわなければ、にっちもさっちもいなくなつた。その行政責任について、どう思いますか。

部長： そのことについては申しわけないと思っています。今おっしゃったように、確かに特措法の話というのは大きくて、実際、この工事は本当にきちんと何とかやる、それが結局は環境のためになると私どもは思っていますので、それは確かに期限というのは気にしているんですけども、今おっしゃったように、もし十分に説明ができてなくて、それでバタバタとさせてしまった結果がこれですと。本当に申しわけないと思っています。

それで、今回そういうことがあったんですけども、前回、そういうお話が大分クローズアップされてきたことに伴いまして、この前は、いわゆる井戸のことについてもここまでは思っていなかったんです、実際のところ。が、おっしゃることとかいうか、御心配という意味ではわかりますので、わかりますのでと言うても「おまえ、わかってへん」と言われたら、それまでなんですけど。なので次善の策として、こういう方法を考えたということだけは、ちょっと御理解いただければありがたいと思います。

室長： 一点だけ、ちょっと言い訳をさせていただきたく思います。

〇〇先生は、敷地のごみの見えているところは県有地内ではないと御理解いただいたということだとは思いますが。その点に関しましては、今回、あえて資料を作らせていただいたのは、3月に現地見学会の資料を作らせていただいて、敷地境界はどこだというのを赤い線で、そのときの資料は明示しております。誰からどう聞いたというお話を多分されるだろうとは思いますが、具体的にお示しをさせていただいた資料では、敷地境界はさっき言いました安定勾配の上に乗っています。そういう資料をつくった上で、説明をさせていただいたつもりでございますので、私ども説明のほうがかもしかしたら、誤解を受けるというような形での説明をしたのかもわかりませんが、お示しさせていただいた図面上は、敷地境界は掘削面の一番天のところから安定勾配を取っているのが御理解いただけるものだと思っております。

そこだけ、ちょっと言い訳とか、理由を説明させていただきます

た。

部長： そのときは、実際のところ、これほど一般廃棄物についての問題がセンシティブな、大きな問題であるということと、今の敷地境界の話をつなげてきっちり考えられていなかったというのは確かにあると思いますので、その辺は申しわけないと思います。ということで、現在のところはそういう形でやらせていただきたいというお願いをしております。

住民： せっかく会議に出させてもらいましたので、ちょっといくつか感想もありまして。そこの鉛直遮水工か。これの見学会に行ったときに、「何でこんなとこにしはるんですか。もっと里道のほうにしてえな。」と言うたら、「いや、ここの一般廃棄物は国の関係で、一般廃棄物は関係ないんや。」と。だから里道から離して、この5ページを見ていただけたらいいんですけども、内側にするんやと。その地質のことは余り覚えてないんですけども、そういう説明がありまして、ああ、そうかなと、こういうふうに思ったんですが。

ちょっと今日は先生と部長さんとのやりとりの中で、ちょっと前進があったかなと。ただ考え方、発言の前進はあったんですけども、内側は一般ごみやからもう知らんでという、こういう従前の発言で、これを調査しますわと。調査して値が悪くなかったら、そこはほったままやと。値が悪くなったら、部長さんは内側については全量撤去しますわと。そういう発言があったので。

部長： そうではないですけど。

住民： いや、そう言いはった。

部長： 申しておりません。本当に申しわけありませんけど、対処させていただくと申し上げました。

住民： いや、外側は対処すると、内側は取り除きますと言われた。

室長： 一般ごみは上の写真で行くと、左側は敷地境界ですし、右側は県有地の内側の話です。今、真ん中に掘れているところに遮水壁をつくります。ですから内側にも一般廃棄物が残ります。

住民： RDのごみが悪さして一般ごみに影響があったら、取り除くという発言じゃなくて、もう値が悪かったら取り除くという発言があった。〇〇さんは、RDが悪さしとるかもしれんしという発言やけど、そこから踏み込まれて、「取り除きますわ。」という発言をされた。

部長： もう一回申し上げます。

内側のごみというのは、ごみであろうが、土であろうが、何でもなんですけれど、RDが実際にごみと混ぜてしまったり、掘ったところがあったりというのがあるかもしれません。それは今までからも除いてきましたし、今後もそうするわけですが、その結果が現在、こういう状態で、内側については、この部分については、ほぼ処理が終わっているんですよ。RDが悪さしたものについては、ということなんです。

外側については、基本的に一般ごみとしてのものですから、それはRDの話ではありませんけれども、今後監視をしていって、うちの土地の中にある悪いものが公共用水域に、環境に影響を与えることはよろしくないんで、それについては対処するようにします。ただ、その対処の仕方については工法のこともあり、どこまでやるのが合理的でかつ効果的かという話もあり、かつ県税を新たに使うということもあり、法的な整理もせなあかんので対応を考えますけれども、県の土地管理者としての責任だろうと思っていますということを申し上げたかった。

住民： 内側に一般ごみが残ってある。それは取り除くってさっき言わはった。

部長： いや、そもそも取り除く必要があまりないんですね。

住民： いやいや影響があったらですよ。

部長： いや、閉じ込めてしまいますので。

住民： 検査の値が悪かったら、それはRDのごみの影響で悪さしよったと。ごみの影響も何もなくて悪さしよっても、それは取り除くという発言をされた。違うの？

部長： ちょっと違います。

室長： もう一回、整理させてもらいますね。遮水壁をつくるのは、遮水壁の内側にある、この図でいくと右側にあるごみを浸透した悪い影響を中に留めるために遮水壁をつくります。したがって、そこに出てきた浸透水は先ほどの洪水調整池の下に浸透水貯留層というのがありまして、しばらく貯めるようになっています。それを揚水ピットからポンプアップして、水処理をして、下水道に流しています。今後もしばらくそういうことになると思います。内側は撤去するものもしないものもありますが、その浸透水は水処理施設で処理して下水道に流します。ですから、外の環境には影響のない状態をつくります。

遮水壁の外側については、当初申し上げていたのはRDのごみではありませんから、これはこの二次対策工事の範疇ではありませんので、これは極端なことを言うと、関係ありませんという言い方をさせてもらっていました。今日は、その外側にある部分について、〇〇さんとか、〇〇さんはRDのごみから水が浸透してきて悪さをしている可能性があるとして、それを調べる必要があるからモニタリングをさせていただきますと答えています。ですから、それを撤去するか否かはまだ結論は何も申し上げておりません。

住民： その遮水工の外側の話をしてはったと。はい、わかりました。前進があったかなと思っていましたので、いや、変わってないねんと。

その池の話が出たんですけれども、高さも言うてはったんですけれども。この調整池。大きさは図が描いてあるねんけど、イメージがわからないので、小野ランプに調整池が今あるんですけど、あれの大きさってばくっと言うて、どのぐらいの大きさかなと思って。あれの何倍ぐらいかなと。容量というんですか。経堂池でもええし、小野の池でもええし、ちょっとイメージがつかめんの、そんなんすぐ漏れるやろうなという意味で考えてます。

室長： 面積的には約30m掛ける60mぐらいになろうかと思えます。深さは3mぐらいです。ですから、経堂池と比べるともっと小さい池になると思えます。

住民： それから土地の所有の話が出たんですけど、先生はわしは知らんねやというお話やったんですが、この会議に一番初めて出させてもうたときに、町が捨ててた処分地は池やったんやと。小野の在所のときちゃうやろうか。市が捨てて、小野の池からRDが買って、ついでに買ったんやろうな。この続きやから。という認識をしているんですけども、それで合うてるんちゃうかなと。違うんやろうか。

室長： 私の知っている状況でいくと、もともと小野の自治会が管理をされていた鴨が池という池です。

住民： 何かそういうふうにしゅべってのはった、初めに。

室長： そこを町が借りたと言いましょかね、そこにあまり水がなかったという状況もあつてですね、一般廃棄物の処分場としてつくられたと。それが昭和45年から51年ぐらいの間と聞いております。

住民： 合うたあるねん、私の認識で。で、市の責任についてはきついことを

先生、言うてはったんやけども、もう今日はそれはなくなって、何でかなと思ったんですけど。全部県に行ってしまうと、私は栗東のその栗東市役所、栗東町、在所もそうやけど、上砥山という在所。私も隣やから、後ろめたい気持ちがないこともないねんけど、栗東市もその責任が大きいという認識をしまして、先生がきつい言い方でこの間、しゃべってはったのに、今日は何できつい言い方をしはらへんの。県にはきつい言い方をしはった。何でですか。

住民： そんなことはないんだ。私は例えば、一般廃棄物については一貫して言っているんだけど、県が持って行ってくてもいいし、市が持って行ってくても構わないんですよ。我々、住民としてはそこで安全な環境が実現すれば、それにこしたことはないわけで、だから県と市がもっと連絡をとって、住民のためにやってくれるのが一番いいと思っています。

先ほどの県の説明について、栗東市さんはどういうお考えですか。その辺をちょっとついでに聞いておきますけれども、自分たちはちゃんと説明したんだと言っていましたけれども、それは間違いないんですかね。つまり、遮水壁をつくる位置に関しては、十分説明してきたんだというようなことでしたけれども、それで間違いないんですか。

課長（栗東市）： 現地説明会のときにも掘削したところに赤い線があって、ここに遮水壁ができますという説明をされたことに対して、先ほど〇〇さんが何で境界にされないんやというようなことで、答えていただいていますけれども、そのときには私どもはその外にまだ県有地が残るといのはわかっておりましたけれども、〇〇先生なり、〇〇さんは赤い線が境界なのかというふうに思っておられたのかもわからないというのが私の認識ですね。

それと今後は、県は、県有地は管理者の責任においてということで、例えば、ここが悪さをしているということで撤去ということになりましたら、その外にあります里道の分、栗東市の土地については、それなりの負担をして県とともに撤去するという事は考えております。

住民： ごめんなさい。また戻ってね。今日のことについて、私は自治会長から説明を受けておりましたので、少し確認をさせてもらいたいと思います。

まず、この栗東市のごみが出てきたということで、これそのものだったら、問題はないんだろうと思うんですけども、先ほどうちの〇〇さんからお話あったように、水がそれよりも上まで来ていたために、水があったためにということですよ。RDから悪いものが流れてきて、それがもともとどうもなかったかもわからんけれども、汚染されているんだ

ったら、これは問題じゃないかということの質問もあり、お答えもあったわけですね。

それから、それそのものが問題がなければ、本当にどうもないんですよ。本当から言うたらそれがわかっておればずっと済むと思うんですよ。それが今のところできないということだったら、次善の策で今、分けてというお話がございましたが、そのときのことでちょっと確認したい。これは県の土地ですね、今は。ということは将来的に、こんなことがあったら困るんだけど、問題があった場合には県の責任という、所有者責任というのかな、どういうのかな。そういうことで県が責任を最後まで持つということになりますでしょうかね。

部長： そのことについて、要は確認をしっかりさせていただきたいんです。基本的には「県の所有者としての責任があるとすれば、県はそれを果たさねばならないと思っている。」と申し上げたんです。ただ、要は単純な話、自分の土地を前から持っていて、自分がそこに物を入れて、埋めて、それが人に悪さをしていたら話は単純なんですけれど、複雑な過程をたどっていますよね。小野自治会さんの土地に市が入れはって、それをRDが買って、そのRDの土地をまた県が所有してという経過をたどっているんで、どこにどういう責任があるのかというのをきちんと法律に照らして整理をせんとあかんという思いを持ってまして、なので今、あえて慎重に具体的なことはよう申し上げないですけれども、基本的な精神として、今の所有者は県ですから、今の所有者として県がせなあかんことはせなあかんと思っていると、そこまででちょっと今日は堪えていただきたいです。

住民： そうですか。ちょっとそのついでということですけど、民間で前の所有者から買って、汚染されていたのが後でわかったというときに、前の人へ何か責任転嫁というか、何かそんなことをされたり、場合によっては自分たちでされるというようなことがあるんでしょうけれども、その辺、今の考えとして、県が悪いことをした、入れたことでないのかということなのか、それともそれはそれとして、最後まで県は責任を持ちますよと。ただ、後のことは分担だとか、例えば市との分担だとか、そういうことはお話し合いはされたとしても、責任そのものは県が持ちますという、要は、責任は県が持つんだと。後のやり方だとか、費用はどうするとか、それらについては話し合いをされるだろうけど、責任そのものは県が持つということなのか。それとも、いやそのときに押しつけ合いをするのか、そこをちょっと教えていただけないでしょうかね。

審議員： これについては、今のところ先ほど部長からありましたように、これは法律的に詰めていかなあかん話だと思いたいますが、御参考になるかどうか

かわかりませんが、土壤汚染対策法という法律がございまして、その場合ですと撤去の工事をする、県がやりますということは、それは土地の所有者である県だけれども、そこに有害物が埋まっていたということになれば、そこで求償ができる。行為者に対して求償ができるという法律がございまして、こういうのも参考にしたいと思います。これがどう適用できるか、詰めておりませんので何とも言えませんが、土壤汚染対策法の考え方はそういうふうなものもありますよということですね。

部長(栗東市)：先ほどうちの木村から申しました市の部分については撤去するということですが、今県のほうから御説明がありました新たな水質調査のための井戸、これを御了解いただけたらその結果を踏まえて、悪さしている数値が出ていたら、その撤去にかかる対応方法というのを検討していくという形になるんですけども、市としましてはこの約110m³のどの部分が悪さしているんやというのは確定は多分できないと思います。それが確定できるとなれば、ピンポイントで110m³のうちの50m³だけ悪さしている、そこだけ撤去するという形にはなってくるかと思うんですけども、その部分については今後、県とも十分検討、調整を図りながら、どのような形で地元の方々に御理解がいただけるかというところ、そうした場面においてまた皆さんと協議をさせていただきながら、適切な対応をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

住民： もうほんまに素人的な考えですが、市が埋めたのは家庭ごみですよ。普通の分ですよ。そのときには間違いなく悪いごみではなかったんですよ。と思っておられるでしょうけど。もしあれだったとしたら、それはRDの原因で汚れただけでしょ。

審議員：ですからね、わからないんです。一つの可能性として、RDからしみ出した水で汚れたという場合と、当時、今から40数年前ですから、法律がきちんと決まっていなかった中でその当時、埋められたものがどうやったんかという2通りの話があると思うので、我々は先ほど御提案がありましたので、皆さんが御心配なのはRDが汚したんちゃうかということなので、それを調べさせていただきます。

住民： 当時は緩い法律で、当時はどうもなかったものにひよっとしたら、悪いことを起こすものがあつたかもわからんというふうな理解ですか。

審議員：そこら辺はもうわからんです。昭和40年代ですので、ご存じのように最終処分場の構造基準も何もなかったんです。要するに、廃棄物処理法

上、処分基準というものがございまして、それに従っていけば合法的だった。どういう構造をなさいというのは何もなくて、今ご存じのように底がないわけですね、この処分場は。だからちょっとそのところはもうわからないですから、もう一回、水で調べな仕方がないですねという話です。

住民： すみません、鴨が池の話も出てきまして、本当に想いとしては、小野地先の本当に昔からあった、私の若いときの時代に経堂池で泳いだとか、三ツ池で泳いだとか、泳ぎを教えてもらった場所が我々の時代は池だったんですね。もうそのときは既に鴨が池は沼池みたいな感じでもう水がほとんどなかったような状態のときに、栗東町の時代に一般ごみを入れられたということは、私も記憶がございまして。そこが今、こういうふうな焦点が集まってきたということなんです、先ほども申しましたように、小野自治会としましては、役員会でいろいろこの問題は事前に何回も聞いた話でやっておりましたが、今日〇〇先生も私が自信になったことも言ってくれはりましたし、県の方も市の方もまだわからないことがあるけれど、今日かなり私の自信になった発言もされました。結果から申しますと、昨日の役員会で皆さんと議論している中で、計画どおりやってもらってですね、いろんな問題はあるけれども、そのモニタリングされた中で異常なことが起こってきたら、滋賀県と栗東市が本当に責任を持ってやるという確約がもらえるならば、小野としては計画どおり進めてもらってもやむを得ないというような結論を、もうちょっと早く言おうと思ったんですが、議論が進んでかなり私のほうにもいろんな知識が入ってきて、今まで思っていなかったことが、また予想もしてない前向きな答えが出てきたり、方向性がわかってきましたので、もうここで小野の役員会も考えていたことで、よかったなというような感じがしましたので、地元小野としての考えとして、申し上げました。

住民： いろいろ論点が出てきていると思うんですけども、我々としては今回は大変遺憾であるというのが正直なところなんです。もう少しちゃんとした丁寧な説明をした後に、工事に合意した上で進めてほしいというのが本音です、基本的に。ただ、県側の苦境もわかります。だからこういう場合は、やっぱり約束をしっかりとってもらわないと困るんだよね。今回、紛糾した理由は、先ほども言っているように、2点あるんですよ。

1点は今回のこの一般廃棄物問題に関しては、県は住民側に説明を十分してこなかった。時間を十分用意することも含めて、しっかりすることができなかったということに対しての反省をまずしてもらいたいということですね。先ほどおっしゃっていたように、こんなにトラブルになるとは思わなかったというところの認識が甘かったわけですから、その反省を今後に生かしてもらいたいのが1点です。

2点目は、今回遮水壁の外部に置かれる一般廃棄物の安全性が確認されていないということはまず合意している。ですからその安全性の確認を今後しますと、その方法についてはまた住民側と十分協議しますという約束をしてもらいたい。つまり、行政責任の問題と今後の対応についての2つの約束がしっかりできない限りは我々は反対したいと思っています。

部長： 小野自治会さんと栗東ニューハイツさんがおっしゃったことは、特に一部については共通していると思うんですが、先ほどもお話を聞いてみますと、確かに説明会の際に十分御理解いただけていなかったようなことも境界についてはあったようですし、一般廃棄物の話につきましても、一般論としての話しか十分にできていない、ここまで難しい話を十分理解をできていなかったことについては、反省をしたいというように思っております。申しわけございませんでした。

2点目の約束の話なんですけれども、今先生がおっしゃったとおり、小野自治会さんがおっしゃったとおりでして、今申し上げられるのは前回までは対策工事というものの実施者である県としての立場でお話をしてきたんですけれども、土地の所有者としての責任というのをしっかり確認して、土地の所有者としての責任はしっかり果たさせていただくということと、それと土地の所有者の責任を果たすにあたって、今回は外にあるもの、外にあるごみについて、あるいはごみに付着したかもしれない、通っていったであろうRDからのものについて、今後の影響がどういう具合に外の公共水域に現れるのか、現れないのか、これについてはきちんとして確認させていただくということにさせていただきます。その方法は具体的に御相談させていただきたいと。ただ、今思っているのは地下水を井戸を掘って測ることであると思っております。

ということで、いかがでしょうか。

住民： 今〇〇さんがおっしゃったのは、きちんと住民とこれからしっかりと話し合った上で決めていくんだということを約束してほしいということです。今後のことについてね。今のお話だと約束というふうには取れなかったもので、そこら辺はきちんと今回、こういう問題でやっぱり言葉の行き違いとか、説明の行き違いとか多々ある中でね、やっぱりこちら側から約束をしっかりとしてほしいんだということ、ここは真摯に受けとめていただいて、きちんと約束しますという言葉が欲しいかなと思います。

部長： 今後の塀の外にあるものについての安全性の確認、またその方法、それに対する対応についてはきちんとさせていただくということで約束をさせていただきたい。きちんとさせていただくということについては、十分御意見も聞かせていただきたいと思います。ただ、今申し上げ

たように、うちが今思っているのはそんな感じだということを一応、申し上げておきたかったということです。

住民： 専門家の方々の意見を11月に聞くって言っていましたよね。それは確実に11月中には実現するんですか。

室長： 既にアドバイザーの先生とはアポイントを取っていますので、来週ぐらいから再来週ぐらいにかけての予定を今のところしております。

今日の議論については、もう少し我々が現時点で思っていることに対して、何をどう聞くかという話については、後ほど詰めなければいけないことはありますが、期日としては来週から再来週にかけて行く予定をしております。

住民： 次回の予定はいつごろ考えていらっしゃいますか。

室長： 11月はちょっと難しいです。今のところは12月の末ごろか、今の話をまとめてつくるのはちょっと難しそうなので、1月に入ってしまうのか、その辺で日程調整をしたいとは思っています。

今日のところはそういう結論で、11月に遮水工をさせていただきたいというお話でございます。

住民： もう一つね、確認したいことがあったんですよ。最初のときの説明で、3ページ目のオールケーシングで欠落範囲、Kc3層の欠落範囲の修正のところですけども、これ本当にこんな感じで修正できるんですか。掘って、コンクリ詰めて。そしてきれいに漏れないようにコンクリートとコンクリートがついて。本当にできるの。これ確認のしようもないと思うんですけど、実際は。ごめん、時間がないのにこんなことを聞いて、申しわけない。さっきから聞きたかったんですけどね。

室長： 場所は違いますが、D・E工区の奥側、前回9月の連絡協議会で同じようなことをさせていただきたいということで、そのときに御説明させていただいたと思います。今回の内容は、そことほぼほぼ同じ内容ですので、前回のときもコンクリートを切って、そこに新たなコンクリートとつながるのかという話については、コンクリート同士はつながるといふうに技術的には思っておりますし、周りの粘土とつながるのかということについても、できるだけその接触する長さを取りまして、遮水ができるような方法を考えたいと思っています。

住民： こんなにうまいこと絵に描いたようになるのかなと思って、不思議でしょうがないわ、これは。

部長： 先ほどの話の続きになるんですけど、工事の工程のことなんですけどね、先ほど先生がおっしゃったように後も遅れるというのは、実際のところ本当に工事を完成させるにあたって非常に問題になるんですが、今もともと思っていますのは、なんせ今回のやつが遅れると、先ほども話が出ていました調整池の工事とかも全部遅れるんです。ですので、私どもがお願いしたいのは、11月に鉛直遮水工の工事にかからせていただいて、一方で今アポを取っていますので、その話は並行して進めさせていただいて、それでアドバイザーの先生に今日の話も含めて、御相談をした上で、じゃあこういう方法でなら悪さをしているかどうか分かるんちゃうかという、その方法がこういうものでしたということをお報告させていただくという形でやらせていただきたいというお願いです。

住民： アドバイザーの先生方に情報が、結局県から入るわけで、我々のこの議論がちゃんと伝わるかどうか、若干の不安があるんですけど、これまでどういうふうにして伝えていきますか。ちゃんと議事録とか渡しているんですかね。特に今回、前回の議事録がまだできていませんよね。そういうこともちょっと懸念するんですけど。

審議員： 先生方には必ず資料と議事録をお送りしています。それを復習するようなところから始まります。確かに、おっしゃるように今回の分の議事録については今日私のところに回ってきたところですので、それを皆さんのところにお配りして、修正してまた先生のところにとということになりますので、ちょっとタイトなところがありますが、概要については確定はしていませんけど、こういう形ですというお話はできると思っています。

部長： そういうことで進めさせていただきたいと思いますがお願いしてもよろしいですか。

はい。それでは、どうもありがとうございます。

司会： それではこれで議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして第26回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございました。